

公益財団法人知床自然アカデミー

理事会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、法令又は定款に定めるもののほか、公益財団法人知床自然アカデミー(以下、「この法人」という。)定款第39条により、この法人の理事会の議事・運営の方法に関する事項について定め、それによって理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(理事会の構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(理事会の機能)

第3条 理事会は、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

(役員以外の出席)

第4条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(理事会の種類・開催)

第5条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、事業年度の開始前2カ月以内、及び事業年度終了後3カ月以内の2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 定款第33条第3項の規定により、理事又は監事から会議の目的である事項を示して代表理事に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(招集権者)

第6条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

2 理事は前項の招集権者に対して招集の請求をする場合には、目的事項を記載した書面或いは電磁的な方法をもってしなければならない。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、第2項の規定に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(招集手続)

第7条 理事会の招集通知は、代表理事が理事会の開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して発しなければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面或いは電磁的な方法で行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(定足数)

第8条 理事会は、理事現在数の過半数が出席しなければ開催できない。また、代理出席はこれを認めない。

(欠席)

第9条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第10条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるときは、業務執行理事がこれに当たる。

2 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

(決議の方法)

第11条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前条第2項の場合においては、議長は、理事として理事会の決議に加わることはできない。

3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。

4 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(決議事項)

第12条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 評議員会の招集等に関する事項
- (2) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (3) 理事に関する事項
- (4) 組織に関する事項
- (5) 財産・財務に関する事項

(6) 重要な業務執行に関する事項

(7) その他法令及び定款に定める事項

- 2 代表理事は、前項の決議事項(法定事項を除く。)であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあっては、代表理事は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

(責任の免除又は限定)

第13条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として、免除することができる。

(報告)

第14条 代表理事及び業務執行理事は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

- 2 競業取引又はこの法人との間で取引を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。
- 3 理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第1項に記載された事項はこの限りでない。

(議事録)

第15条 理事会の議事については、議事録は書面又は電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、出席した代表理事及び監事がこれに記名押印しなければならない。

- 2 前項の議事録は、10年間この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

第16条 議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(補則)

第16条 この規則の実施に関し必要な事項がある場合は、代表理事が別に定める。

附則

1. この規則は、平成25年2月28日をもって施行する。

改正：平成26年1月30日 ※公益認定により規程の名称及び第1条の法人名表記を変更

改正：令和7年4月1日 ※名称変更により法人名表記を変更